辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時　令和 2 年 1 月 8 日(水)午後 3 時 00 分から午後 5 時 3 分

2. 開催場所　役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1番	福島　正一郎
会長職務代理者	2番	新村　幸子
委員	4番	原　美子
	5番	小澤　さよみ
	6番	一ノ瀬　律生
	7番	中村　良治
推進委員		宇治　元一
		根橋　正美
		野澤　洋光
		吉江　平二
		野澤　典生
		古村　孝
		宮島　勇

4. 欠席委員(1 人)　　瀬戸　真一

5. 議事日程

議案第1号　農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号　農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
報告事項　(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長　赤羽　裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長　唐澤　武志
書記	役場産業振興課農政係係員　小松　由季
	役場産業振興課農政係　中澤　貴子

8. 会議の概要

（開会）

＜新村職務代理＞

　どうもみなさんこんにちは。令和 2 年が始まりました。昨年は大変お世話になりありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。ただ今から辰野町農業委員会の総会を開催いたします。

（会長あいさつ）

＜福島会長＞

　あらためましておめでとうございます。今年もよろしくお願いしたいと思います。このところ日本も陽気が暖かくて、北海道あたりも雪が無いといった内容をテレビで報道されます。こういう気象状況が毎年じゃないとは思われますが、今年は皆さんのご協力を得て農業委員会が、ますます発展することを祈念しまして、挨拶とさせていただきます。大変どうもご苦労様です。

＜赤羽事務局長＞

　本日の総会ですが、瀬戸委員さんが欠席となりますのでよろしくお願いします。それでは次第にございます 3 番から進めさせていただきます。

（議事録署名委員の指名）

＜福島会長＞

　4 番の原委員さんと 5 番の小澤委員さん、よろしくお願いいたします。

（議事）

＜赤羽事務局長＞

　議案に入る前に、先月の総会で中村委員さんより指摘があった、4 条 5 条だぶって申請があった件につきまして、県に問い合わせた結果を事務局のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いします。

＜事務局　小松＞

　先月の議事の農地法第 4 条 1 番と農地法第 5 条 2 番の同一案件につきましてですが、場所は辰野西小学校近くの用途地域に指定されている第 3 種農地で、お父さん家族が住まれている住宅の隣にある農地に、息子さんが住宅を増築して一緒に住む予定で申請があがってきた件です。県の担当者に確認したところ、結論としては 4 条 5 条両方でも、5 条のみでもどちらでも間違いではないという回答でした。判断のポ

イントとしては、父親が今回の転用事業に関わっているかどうかということでした。4 条 5 条同時に出す場合は、父親は土地を提供し、息子は資金を出して家を建てるという、事業を共同で行うという考え方になります。5 条のみ出す場合は、増築する部分について、父親は関わらないという考え方になります。提出いただいた申請書類一式確認したところ、転用計画書に父と息子が共同計画しますという文言がありまして、4 条 5 条両方の申請を受け付けましたので、許可書もそれぞれ発行させていただきました。事務局で申請書受付時に判断基準を明確にしていなかったため、前回の総会時に納得できる説明や回答ができずに申し訳ありませんでした。以上、お詫びと報告をさせていただきました。

＜福島会長＞
それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について 1～4 番朗読】
＜唐澤事務局次長＞
1 番、使用貸借権の設定でございます。地図は 1 ページを、配置図は 2 ページをご覧ください。
大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、
大字伊那富字滝洞口…番…、地目は畑、面積 1363 ㎡を、
大字伊那富…番地にお住まいのBさんが借り受け、太陽光発電施設を新設するための申請であります。
貸渡人のAさんは高齢で、耕作および管理が困難なため、農地の有効利用を考えておりました。このたびAさんの息子さんであるBさんが借受け、太陽光パネル 360 枚を設置し、売電を行いたい計画であります。また、設備の管理等は、施工業者である株式会社Cが代行して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。
申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの（1）の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。
この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

＜小澤委員＞
12 月にCの方から、太陽光についてAさんから代わり、設置したいからということでの立会いを野澤委員としました。この土地についてはAさんから息子への移転で、周りも雑草地帯のような中にあるAさんの土地で、この周辺はほとんど太陽光ばかりになっ

てきている土地柄で、下に住宅はありますけれど、説明をしっかりされて納得されているということです。ここを手がけるのはCですけれど、実際に発電に関わってやっていきたいのはBさん自身です。後の対応についてもしっかりするというお話をCからありましたので、許可しても周りを見計らっていくとやむを得ないのではないかということでお話をしたところですのでよろしくお願いします。

＜福島会長＞
　この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。

＜宇治推進委員＞
　Cの事業規模、資本金、従業員数はどのくらいでしょうか？

＜事務局　小松＞
　今回は直接の譲受人でないため、今回の案件では定款以外の資本金、従業員数がわかりませんが、以前の案件でCが譲受人となった案件があるので、その際には規模等を示す書類が提出されています。

＜宇治推進委員＞
　地上げ行為をする業者が問題になっているので、この業者がどの程度の業者なのか知っておいたほうがいいと思います。

＜野澤推進委員＞
　ここは両サイドが太陽光で、Bさんが何とかしたいと思っていて、もう農地にはならないので、ここに自分の土地として太陽光を作りたい。作るについてCさんに建設だけ依頼して、維持管理は自分でやりたいということです。

＜宇治推進委員＞
　そういうことであれば問題ないと思います。

＜一ノ瀬委員＞
　資本金4900万、本社は岡山県です。事業所は松本市村井にあります。

＜福島会長＞
　その他ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願い

します。（全員挙手）ありがとうございました。

＜唐澤事務局次長＞

2番、使用貸借権の設定でございます。地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まいのDさんが所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積57㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいのE姓（せい）祝殿（いわいでん）祀る（まつる）会代表Fさんが借り受け、E姓祝殿（いわいでん）を新設するための申請であります。

E姓祝殿祀る会は、…のE姓10軒で構成されており、維持管理ならびに毎年の祭礼を行い、代表は1年ごとの回り番で選出しています。

申請地は既に令和元年10月に祝殿（いわいでん）が建立されているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、代表のFさんと、土地の所有者であり、祀る会の会員でもあるDさんより始末書の提出を受けております。内容といたしましては、長年にわたり…の山林内に建立されていたE姓祝殿の老朽化や、会員の高齢化により、勾配のきつい祝殿への参拝に困難を伴うため、元々の祝殿に一番近く、平地である申請地へ建立しましたが、農地を他の目的で使用するための手続きについて十分承知していなかったことから、建立後の申請になってしまったとのことです。

内容から、故意ではないこと、また、現在違反している状況を解消するため正規の手続きをとりたいとの意思が伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

＜原委員＞

12 月 18 日に吉江さんと行きました。Dさん、Fさん 2 人も立ち会ってくださいました。今事務局から報告があったとおり、追認という形です。始末書が出されていまして、もう既に祝殿は建っていました。そこで吉江さんと私も迷いながら農業委員としてどういうことをしてくればいいのか、取りあえず今までしてきたこと、道幅等の確認は最低限してきました。そういう意味では抵触するものはなかったので印を押してきました。疑問

に思うのは、農地をこういう祝殿のようなことにできるのか、していいのかを聞きたい。それからできるだけこういうことは始末書の前にきちんと出してほしいとFさんにお話してきました。

＜事務局＞

転用は必要になります。墓地とか祝殿や石碑を建てる等、農地でないものに変える場合は転用の手続きが必要になります。今回農地パトロールに行っていただいても、農地であろう所にお墓が建っているような所もありますが、申請がないといけません。地目は墓地や雑種地とかそういったものに変わります。

＜根橋推進委員＞

代表者が1年ごとに変わるということですが、変わったときには届けが必要ですか？

＜事務局＞

特に必要ありません。

＜吉江推進委員＞

祝殿ってのはご存知ですかね？各姓によって…辺りは8つくらいあるんですが、本来は山の中にあってやっているんですけれど、ちょっとびっくりしたのが、Dさんは元…をされた方なので、農地の転用を知らなかったっておかしいじゃないか、誰も知らないのもおかしいじゃないかと思います。これは要望ですが、広報等で農地をほかのものにする場合は転用が必要だということを知らせていってほしい。

代表が変わるというのは、面倒を見る人がグルグル回っていくってだけのことで、取りあえずこの時にこの人が当番だっていうことなので、無断転用は正式にやってほしいと言いましたら、以後は気をつけるとおっしゃっていましたけどね。

＜事務局＞

間に入った司法書士の方にも確認しました。Dさんの農地に祝殿を建てるので、Dさんで4条でやればいいんじゃないかという話をしたのですが、ご本人が首を横に振ったため、現在の代表者が申請人となって5条で申請することになったそうです。

＜福島会長＞

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

＜唐澤事務局次長＞

3番、4番は同一案件でありますのでまとめてご説明させていただきます。

3番、使用貸借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのGさんが所有いたします、
大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積232㎡を、

東京都小金井市東町…丁目…番…号…にお住まいの、Hさんが借り受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸渡人のGさんと、借受人のHさんは親子であります。Hさんは現在東京都小金井市で僧侶をされていますが、再来年には辰野町に戻り、Gさんが住職をされているI寺の副住職をされる予定であります。そのため、I寺南側にある申請地に家族で住むための住宅を新築したい計画です。

4番、所有権の移転でございます。地図は同じく5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのJさんが所有いたします、

大字伊那富字鞍掛…番…、地目は畑、面積314㎡を、

東京都小金井市東町…丁目…番…号…にお住まいの、Hさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲渡人のJさんは、HさんがI寺の副住職をされることから、申請地への住宅新築に協力したいということです。

なお、住宅建築の着工日は令和3年4月を予定としておりますが、監督庁、お寺本山への許可をとる際に、先に農地法の許可が必要となることから、今回の申請となりましたが、本事案の事業の確実性はあると判断いたします。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、福島会長、瀬戸委員から意見書をいただいております。

＜福島会長＞

本日瀬戸さんが休んでおりますので、私が代わりまして説明をいたします。12月15日に瀬戸委員とK行政書士と一緒に現場を見に行きました。地図にありますとおり、I寺の本堂の南側に、今畑になっていますが、境が入っていますし、排水もありますし、北の隅に消火栓があります。父親の住居もあり、環境の良い所へ副住職で来る息子さんが家を建てるということでよろしくおねがいします。

　この3、4番の件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

【議案第２号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

＜唐澤事務局次長＞

　利用権の設定であります。計11件、12筆、面積は13,170㎡、詳細は議案書の5ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

＜福島会長＞

　この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

報告事項

＜唐澤事務局次長＞

　それでは報告事項です。

（1）農地法第18条第6項の規定による届出について、中間管理事業による合意解約でございますが、集積、配分計2件、議案書の6ページの通りであります。

通常、中間管理事業の途中解約はないんですが、契約をして作り始めてみたら、石が非常に多くて作り続けることが困難ということで、これが特例に該当するので解約の届出ということになりました。報告事項は以上でございます。

その他　（事務局）

〇「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について　→該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

〇別荘・レクリエーション施設に係る転用制限の廃止について

　辰野町では実績はない。

〇「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について（別紙資料参照）

　赤羽事務局長より申し合わせ決議読み上げ

＜根橋推進委員＞

　決議するなら議事に入れたほうがいいのでは？

＜赤羽事務局長＞
　前後して申し訳ありませんが、再度会長に議長になっていただき、質問をお受けして承認をいただきたいと思います。

＜福島会長＞
　それではこの件につきまして何か質問がありますか？無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）ありがとうございました。

＜赤羽事務局長＞
　ありがとうございざいました。毎年ということでありますので、次年度以降、総会の際には議事の中に入れさせていただいて、承認をいただきたいと思います。

＜宇治推進委員＞
　議事録は何年間保存というふうに決まっているのか？

＜事務局＞
　議事録は永年保存です。

〇2020 年農林業センサスの実施に係る協力について（別紙参照）

〇辰野町農業再生協議会総会開催について
　1 月 31 日（金）協議会総会および地区委員長会が行われる。その際に、農地基本台帳、水稲生産実施計画書及び営農計画書、人・農地プランのアンケート、鳥獣害被害報告等を地区委員長を通じて農家への配布を行うので、協力をお願いしたい。

〇農地相談活動の情報共有について（別紙参照）
　事務局へ農地相談があった案件を、委員全員で情報を共有していくために今後
　資料を配布していく。

＜古村推進委員＞
　9 番、Gさんの…場は、川へ流れ出ていっているようなので、今後も気をつけていってほしい→産業振興課、生活環境係、地域振興局で逐一現地確認や指導をしていきます。

＜赤羽事務局長＞
　この中で委員の皆さんで経過やご意見等受けたものがあればお話いただければと

思いますが、いかがでしょうか。太陽光への対応については地権者ではなく住民の方からの相談もあろうかと思いますが、農業委員会としてのできることについては以前お話したとおりです。地域によっては太陽光にならないように、誰かが借り受けて耕作するとか、そういう対策を講じている地域もありますし、ご本人の意思が売りたい、貸したいと固まっているとなると、なかなか踏み込めない部分もありますし、困っているから太陽光にという簡単な方向に動いているとなると、耕作をしてくれる方がいらっしゃれば農業委員なり中間管理なりが入って探していかれればと動いていますが、なかなかそういう方は少ない。これからも協力をしていっていただきたい。

○収穫したえごまの実の活用、えごま油、パウダーの配布について（古村推進委員）

　えごま油とパウダーを皆さんにお配りさせていただきました。

　えごま油は学校へ配布→学校給食への提供は可能。贈呈式もやる？

　えごまの無料配布は今年度も続けていきたい。個人で選別や搾油等やるとなると、かなりハードルが高いので、今後は小さい搾油機を導入したり、情報交換できる場を設けたりしながら普及活動していきたい。

　えごまパウダーの活用は？

　加熱していないものなので、衛生面や保存期間が短い点が懸念されるので、学校で利用できるか相談してみる。

○今後の委員活動について

　えごまは引き続き面積を増やしながら継続していきたい。

＜原委員＞

　女性農業委員で駒ヶ根に行った際、ゴマが足りないので、近隣の皆さんもどんどんゴマを作って持ってきてくださいとおっしゃっていました。せっかくだから、もうちょっとどうでしょうかと思いました。

＜赤羽事務局長＞

　そういう意見もいただきました。多くの皆さんにそういう気持ちでいただけると思いますので、次年度もえごま作りということで、場所等はできれば古村さんの畑をお借りして検討を進めていきたいと思います。

　人・農地プランについては、先月時間をとっていただき、ご説明させていただき、ご意見もいただきました。面積が多い中で、分母を減らしていくのか、分母はそのままに維持しつつ荒廃地の拡大を防がなくてはならないという基本的な部分になっていくのかということにおいても、4 月以降大変なことになるわけです。ここでアンケートを配布させていただきます。アンケート結果の内容に応じて、もっと細かい地域に割り込んで

いくのか、農業委員の皆さんにもご足労かけますがよろしくお願いしたい。
　12 月の議会に、農地の集約部分での報酬に加えて、成果的な報酬で若干ではありますが国からきた予算に基づき、上乗せができるということを盛り込んであります。

＜唐澤事務局次長＞
　1 月の終わりに再生協議会地区委員長会があり、そこで農地台帳とともに農業に関するアンケートを配布します。回収後、結果をまとめて、集落ごとに農業経営者と跡継ぎがいるか等の結果を図面で示しながら地元に行って説明する。5 月頃～集落ごとの会議を開催したいと考えています。地区は国からは集落ごとに行えというのが必須となっていますが、結果によってまとめたりできればと考えています。農地利用最適化交付金を来年から受けて、人農地プランの集落ごとの会議もそうですが、農地利用集積に対する会議であったり作業であったりした時に、上乗せとしてお支払いできる段取りの条例化ができましたので報告を申し上げたいと思います。
　12 月の定例会の補正予算のなかで、皆さんのユニフォーム代ですが、一人 8000 円で予算化できたので報告させていただきます。

＜赤羽事務局長＞
　10 年後となると今の担い手さんが継続しているのか、リタイアしているのか、我々現役世代のみなさんがそういう会に来ていただいて、定年後を見据えた中で担い手に手をあげていっていただくのが理想なんですが、なかなかそういった方が参加していただけない現実もあるので、皆さんからの意見をもって作戦会議をして望みたいと思います。一ノ瀬委員さんから提案のあったユニフォームの件についても、公費で賄えるようになりましたので、上限を超えた分については個人負担となりますが、春先以降は活用していただきたいと思います。

＜根橋推進委員＞
　アンケートでどんなことを聞いているのか事前に知りたいので、前もって教えてほしい。

＜唐澤事務局次長＞
　配布する前には、みなさんに郵送をもってお知らせします。

＜宇治推進委員＞
　先日のアンケートの農地の集積のなかで私の見解が間違っていました。
　農地面積が狭く、農水省が進めるスマート農業の施策は難しいという見解を示しました。

1 月 1 日付農業新聞で、中山間地域でも国が進めるスマート農業の施策は十分考えられる。島根県の先進地ではそれに向けた施設も導入しているので、この見解ははずしていただいて、このスマート農業についてはもうちょっと深く勉強します。今後国の施策と我々地域の施策とがうまく整合できるように勉強させていただきたいし、補助金等のからみもありますので積極的に取り入れることもあろうかと思いますので、一概にこの施策を否定したことが間違っていました。

＜赤羽事務局長＞

スマート農業については、近隣では伊那市が積極的に農水省事業を利用する中で、成果は見えてこないが実証実験をしています。伊那市も出たデータなり、これが中山間で使えるかどうかについては全然隠すことなく照会するということなので、今後農業委員の皆さんにも情報的な部分で提供していきたいと思っています。それが地域の農業に反映できれば一番いいかと思いますが、伊那市の部分をみますとなかなか厳しいかなと感じています。使えるものでうまく補助金がつくものがあれば、順次情報は提供していきたいと思っております。

＜事務局　小松＞

「現場活動として取り組んでみたいこと」という項目で、皆さんから意見をいただいた中の、①農地利用最適化を推進していくための具体的な取り組みを総会で話し合うというご意見がありまして、漠然としていますが、戸別訪問や農地相談といった、直接的にこちらから動く活動が何かできるか、やっていくべきか、もし皆さんから案やご意見があれば伺いたい。

＜中村委員＞

たたき台がないと動けないから、アンケート結果を見ながら今後の活動を考えたらいいのではないか。地区で貸したい人がたくさんいれば、それに基づいてどうするか話し合いをすすめていくのがいいと思う。

＜根橋推進委員＞

人・農地プランの地域説明会をどうもっていくかが、最終の大仕事だと思う。そこに抱き合わせてできることならいいが、新たに相談会を開いたりっていうのは話がだぶってくることもあるので、人・農地プランのアンケートに基づいた新しい仕組みをどう作るかが大事だと思う。こまめに集会なり地域性を生かしながらやっていくのがいい。

<u>○次回委員会総会開催日：2 月 6 日（木）　午前 9 時 30 分から　役場第 7・8 会議室</u>

（閉会）
＜新村職務代理＞
　慎重にご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

　この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和　　年　　月　　日

会　　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

議事録署名人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

議事録署名人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印